

第8期介護保険料(令和5年度)

基準額年額 86,040円
基準額月額 7,170円

段階区分	所得段階	保険料率	年間保険料
第1	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30 (0.50)	25,810円 (43,020円)
第2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50 (0.75)	43,020円 (64,530円)
第3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 (0.75)	60,220円 (64,530円)
第4	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	77,430円
第5	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	86,040円
第6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	103,240円
第7	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	111,850円
第8	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	129,060円
第9	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	146,260円
第10	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上450万円未満の人	1.90	163,470円
第11	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上500万円未満の人	2.00	172,080円
第12	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上550万円未満の人	2.10	180,680円
第13	本人が住民税課税で、合計所得金額が550万円以上600万円未満の人	2.20	189,280円
第14	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上650万円未満の人	2.30	197,890円
第15	本人が住民税課税で、合計所得金額が650万円以上700万円未満の人	2.40	206,490円
第16	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上750万円未満の人	2.50	215,100円
第17	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.60	223,700円
第18	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.70	232,300円
第19	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	2.80	240,910円
第20	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.90	249,510円

第9期介護保険料(令和6年度～令和8年度)

基準額年額 84,310円
基準額月額 7,026円

段階区分	所得段階	保険料率	年間保険料
第1	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	24,020円 (38,360円)
第2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685)	40,890円 (57,750円)
第3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690)	57,750円 (58,170円)
第4	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	75,870円
第5	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	84,310円
第6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	101,170円
第7	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	109,600円
第8	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	126,460円
第9	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	143,320円
第10	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	160,180円
第11	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	177,050円
第12	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	193,910円
第13	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上750万円未満の人	2.40	202,340円
第14	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.70	227,630円
第15	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.90	244,490円
第16	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	3.10	261,360円
第17	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	3.30	278,220円

※第8期の表は令和5年度分のもので、所得段階の第1～第3段階は公費の投入により保険料率が軽減されています。カッコ内は、公費投入が無かった場合の保険料率・保険料です。